

裁 決 書

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人 [REDACTED]

[REDACTED]
処分庁 [REDACTED]

審査請求人が、平成 30 年 12 月 17 日付けで提起した生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号、以下「法」という。）に基づく平成 30 年 9 月 28 日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消すよう求めており、その理由を「理由の記載が不十分で自分の保護費の計算ができない。仮に、10 月に保護費が減額されたのであれば、本件処分は違法であり取消を求める。」としている。

第 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めており、その理由とするところ

は次のとおりである。

保護基準改定に当たっては、リーフレットを作成し、保護変更決定通知書と同封して周知を図っていること、また、保護基準は厚生労働省告示により官報等で広く周知されていることから、保護費の計算ができないとの主張は誤りである。さらに、本件処分は改正後の保護基準の適用に誤りはないので、適法かつ正当なものであるといえるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明を受け、請求人は次のとおり反論し、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

1 保護基準改定において、厚生労働大臣の裁量を羈束する4つの条件があり、(条件①法的考慮事項の考慮の必要と不可考慮事項の考慮の禁止 条件②合理的理由の説明責任と正当性を立証する事実上の立証責任 条件③専門家による審議会の意見（専門的知見）への依拠 条件④策定された方法や手続きからの逸脱の禁止 又は首尾一貫性の要請)

(1) 本件基準改定により、生活保護世帯の67%にあたる世帯の生活保護費が引き下げられる。平均1.8%、最大5%の減額であり、国費ベースで160億円の削減である。これが2018年10月から2020年10月にかけて3回に分けて実施される。

(2) 生活保護基準を下げるということは、日本の低所得者を対象とした他のあらゆる施策に影響する。生活保護基準を下げるることは生活保護利用者の生活レベルを下げるにとどまらず、国が、本来、対応しなければならない「貧困・低所得のライン全体」を押し下げることになる。

(3) 本件基準改定は「一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う」との観点からなされた。ここにいう「一般低所得世帯」とは、年収階級第1・十分位層を意味し、要するに、下位10%の低所得層の消費水準に生活扶助基準を合わせる形で生活扶助基準の見直しがなされたのである。

(4) 基準部会は、第1・十分位層の生活水準に生活扶助基準を合わせることを決

して容認しておらず、むしろ、それに対して否定的な価値判断を示している。

- (5) これを容認しない価値判断を示している基準部会の専門的知見に基づかず強行された点において、「専門家による審議会の意見に基づかなければならぬ」という条件②に違反する。また、厚生労働省が本件基準改定の合理的理由や正当性を何ら明らかにし得ていない点において条件③に違反する。そして絶対的水準を割り込む懸念のある本件基準改定は、生活保護法8条第2項が最も重要な考慮事項として掲げている内容を考慮せずになされている点から条件①に違反する。また、平均的な一般世帯（中間所得階層）の生活水準の6割以上で均衡を保つとして水準均衡方式の考え方を逸脱して行われている点において、条件④に違反する。
- (6) 本件では原告らに通知した生活保護変更通知書には、「基準改定により」としてか記載されていない。これらの記載のみから、上記保護変更処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのかを了知することは困難である。したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、生活保護法25条2項、同法24条4項及び行政手続法14条に反し、違法である。

第4 認定事実及び判断

1 認定事実

関係資料から次の事実が認められる。

- (1) 平成30年9月4日、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部が改正され、平成30年10月1日から適用された
- (2) 平成30年9月28日、処分庁は上記1の改正に基づき保護変更決定処分をした。
- (3) 平成30年12月17日、審査請求人は、上記2の処分は理由の記載が不十分で自分の保護費の計算ができない。仮に、10月に保護費が減額されたのであれば、本件処分は違法であり取消を求めるとして審査請求を提起した。

2. 判断

(1) 生活保護法及びその実施要領等の定め

ア 生活保護法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないのでなければならない。

第24条

第3項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。



第4項 前項の書面には、決定の理由を付さなければならぬ。

第25条

第2項 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

イ 行政手続法

第14条

第1項 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで不利益処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

(2) 検討

ア 憲法第25条に規定する「最低限度の生活」とは抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであるとされている。

これを、今回の基準改正について見ると、激変緩和措置を講じるなどの、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえて厚生労働大臣が定めたものとされているが、厚生労働大臣が定める保護の基準の違法性を判断する権限を当審査庁は有していない。

そして、保護基準の改正とこれに伴う生活保護費の増減については、処分庁の判断の余地はないものである。

イ 改正後の基準生活費は、次の計算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとされる。

$$A \times \frac{2}{3} + (B + C) \times \frac{1}{3} + D$$

(算式の符号)

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の遞減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（以下「合計額②」という。）（ただし、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の遞減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.9を乗じて得た額よりも合計額②が少ない場合は、合計額①に0.9を乗じて得た額とする。）

B 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額に次の递減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額③の合計額（ただし、当該合計額が、合計額①に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

C 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

D 第2類の表に定める地区別冬季加算額（福島県は冬季加算される期間は11月から3月であるため、本件処分における加算額は0円である。）

これを審査請求人の世帯にあてはめて算定すると次のとおりである。

A=62,960円

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額	通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率	第2類の表に定める基準額②	合計額②
28,540円	1.0000	34,420円	62,960円

B=61,970円

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額③を世帯員ごとに合算した額	通減率の表中率③の項に掲げる世帯人員の数に応じた率	第2類の表に定める基準額③	合計額③
34,670円	1.0000	27,300円	61,970円

C=0円

D=0円

基準生活費は62,630円となる。

これに、処分庁が認定した審査請求人世帯の住宅扶助費2,100円と介護保険料2,300円を加えた額である、67,030円が審査請求人世帯の生活保護費となる。

この額は、本件処分の額と一致することから、処分庁の算定方法に過誤はない。

ウ 保護変更通知書の記載事項について、行政手続法第14条第1項は、不利益処分をする場合にその理由を相手方に示さなければならないと定めている。

また、生活保護法第25条第2項及び同項において準用する同法第24条第4項により、保護の実施機関は、職権により被保護者に対する保護を変更する場合には、決定の理由を付した書面により通知しなければならないとされている。

加えて、処分に当たって示されるべき理由の程度は、抽象的・一般的なものでは不



十分であり、申請者が拒否の理由をその記載自体から了知しうるものでなければならぬと解される。（最高裁昭和60年1月22日判決・民集第39巻1号1頁参照）。具体的には、処分の根拠法令の規定内容、処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、処分の性質及び内容、処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとされている（最高裁平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁）。

この点について、本件においては、処分の名宛人に影響を与える部分に係る基準額の変更内容、被保護者の状況の変動として処分庁が認定した事実の内容等を示す文書、計算過程等が示されていれば、本件処分がいかなる事実関係に基づきいかなる処分基準を適用したかを審査請求人は了知することができたと思料されるところ、本件処分における保護変更通知書では、変更の理由は「基準改定による。」とされているのみであり、審査請求人において了知することはできないと言わざるを得ない。

なお、処分庁は、保護基準改定に当たっては、リーフレットを作成し、保護変更決定通知書と同封して周知を図っていること、また、保護基準は厚生労働省告示により官報等で広く周知されている旨を主張しているが、当該リーフレットは一般的な説明に留まるものであること、また、保護基準は官報等で公表されているものの、複雑なものとなっていることから、保護変更通知書又はその添付書類において処分基準の適用関係が示されていなければその内容を知ることは困難である。

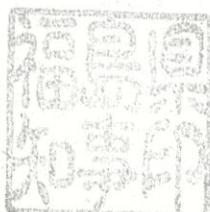
したがって、本件処分は行政手続法14条第1項に定める理由付記の要件を欠いてなされた違法な処分として取り消されるべきである。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第46条第1項により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月 6日

福島県知事 内堀 雅雄



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として（訴訟において南相馬市を代表する者は南相馬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。